

昭和 46 年度厚生省予算について

下 村 健

I 経緯と概要

昭和 46 年度厚生省予算は、昨年 8 月 31 日の厚生省要求の提出後、児童手当制度の創設、健康保険の改善対策、小児がん対策等について追加要求がなされ、これに対する大蔵省原案が示されたのち、各段階の折衝をへて 6 年ぶりに年内に（12 月 30 日に）政府案が決定された。その後 1 月 22 日に国会に提出され、両院の審議をへて本年 3 月 29 日に原案どおり可決成立するに至っている。

この 46 年度予算の一般会計歳出総額は 9 兆 4,143 億円で主要経費ごとの概要は表 1 に示したとおりであるが、このうち厚生省の一般会計予算総額は 1 兆 3,021 億円で全体の 13.8% をしめしている。予算編成に当たって昨年 12 月 22 日に閣議で決定された政府の予算編成方針では例年どおり財政規模、財源の重点的配分による重点施策の着実な推進といったことが定められているが、46 年度の特色としては、当初景気に対し警戒的性格との見方もあったのに反し中立的性格のいわゆる中立機動型予算ということで財政規模の伸びもかなり大きなものになったこと、これに伴って税制面では、減税規模は 45 年度の平年度 3,000 億円が本年は 2,800 億円という程度になり、公害防止等の諸施策にあわせ自動車新税が創設されることとなったこと、また重点政策の面では、物価安定と公害対策の推進がとくに強調されていることの 3 点があげられよう。

厚生省の予算は、このような政府の基本方針を背景として、「生きがいのある住みよい社会の建設」を目標に国民生活優先の基本原則にたつて、とくに次の 7 項目を重点として編成されたものである。

- (1) 環境の汚染、破壊を防ぎ自然を保護するための施策
- (2) 生活環境条件を整え、国民生活の充実を図るための施策
- (3) 心身障害者、老人など社会の歩みに遅れがちな人々や児童の福祉を向上するための施策
- (4) 社会福祉施設を緊急に整備し、あわせて施設の運

営、職員の処遇を改善するための施策

- (5) 経済の成長に対応して生活水準を向上するための施策
- (6) 国民を疾病から守り、必要な医療を確保するための施策
- (7) その他の重点施策（遺族の援護等）

これらの施策のうちでも、とくに本年度の予算編成上重点をおかれたものは、(1)の公害対策、(2)の生活環境施設の整備、(4)の社会福祉施設整備と処遇改善、(5)の中の児童手当制度の創設、同じく年金の改善、(6)の中の医療保険制度の抜本対策の 6 項目であるといつてよからう。

この 6 項目のうち、公害と生活環境施設整備および児童手当制度を除く 3 項目が老人対策と深い関係をもっているものであることは注目されてよい。しかも、公害対策は予算編成過程で環境庁の設置がきめられ、厚生省の所管から外されることが予定されているので老人対策が 46 年度予算でしめたウェイトは実質的にはもっと大きいものがあるわけである。70 年代の厚生行政で老人対策のしめる重要度については、昨年公表された厚生白書が「老人問題を考える」ことをテーマとして取り上げ、わが国の人口の老齢化は現在欧米諸国に比べて未だ低いレベルにあるが、25 年後の昭和 70 年には欧米諸国の老齢人口比率に達することが予測され、欧米諸国が現在のレベルに達するのに 2 世紀ないし数十年の長きを要したのに比し異常に速いテンポであること、一方、近年の経済成長の結果、高齢者を含めた社会保障制度を確立する財政的条件が整ってきており、現在がそのための好機であることを指摘して、老人問題がわが国の民族的課題ともいふべきものであると強調している。老人対策の確立にあたってその支柱となるものが、年金と医療であり、また、社会福祉施策であることを考えれば、今年度の厚生省予算の重点が先のような事項となったことの必然性が容易に理解できよう。

さて、このような基本的な考え方により編成された厚生省予算を主要項目ごとに示すと表 2 のとおりである。総額 1 兆 3,021 億円の 95.4% が社会保障関係費であり、

表1 昭和46年度一般会計歳出概算主要経費別内訳

(単位 百万円)

事 項	前 年 度 予算額(A)	昭和46年度 概算額(B)	比較増△減額 (B-A)	備 考 (B/A×100)
(社会保障関係費)				
1. 生活保護費	217,185	250,290	33,105	115.2%
2. 社会福祉費	111,038	141,886	30,848	127.8
3. 社会保険費	587,456	702,195	114,739	119.5
4. 保健衛生対策費	140,608	160,115	19,507	113.9
5. 失業対策費	84,481	89,594	5,113	106.1
計	1,140,768	1,344,080	203,312	117.8
(文教及び科学振興費)				
1. 義務教育費国庫負担金	439,376	516,157	76,781	117.5
2. 国立学校特別会計へ繰入	253,702	284,878	31,176	112.3
3. 科学技術振興費	114,301	133,838	19,537	117.1
4. 文教施設費	42,987	53,608	10,621	124.7
5. 教育振興助成費	59,124	73,643	14,519	124.6
6. 育英事業費	16,411	16,751	340	102.1
計	925,901	1,078,875	152,974	116.5
国 債 費	290,897	319,340	28,443	109.8
(恩給関係費)				
1. 文官等恩給費	32,332	36,025	3,693	111.4
2. 旧軍人遺族等恩給費	238,794	269,667	30,873	112.9
3. 恩給支給事務費	3,264	3,677	413	112.7
4. 遺族及び留守家族等援護費	24,738	26,636	1,898	107.7
計	299,128	336,005	36,877	112.3
地方交付税交付金	1,662,872	2,054,424	391,552	123.6
防 衛 関 係 費	569,518	670,902	101,384	117.8
(公共事業関係費)				
1. 治山治水対策事業費	236,656	278,642	41,986	117.7
2. 道路整備事業費	586,604	694,332	107,728	118.4
3. 港湾漁港空港整備事業費	117,443	141,407	23,964	120.4
4. 住宅対策費	95,399	115,898	20,499	121.5
5. 生活環境施設整備費	62,829	88,223	25,394	140.4
6. 農業基盤整備費	189,025	223,325	34,300	118.2
7. 林道工業用水等事業費	34,768	43,066	8,298	123.9
8. 調 整 費	7,300	7,800	500	106.9
小 計	1,330,024	1,592,693	262,669	119.8
9. 災害復旧等事業費	79,857	72,898	△6,959	91.3
計	1,409,881	1,665,591	255,710	118.1
貿易振興及び経済協力費	92,847	101,103	8,256	108.9
中小企業対策費	50,318	57,907	7,589	115.1
食糧管理費	383,007	463,372	80,365	121.0
産業投資特別会計へ繰入	93,600	80,300	△13,300	85.8
その他の事項経費	921,027	1,102,416	181,389	119.7
予 備 費	110,000	140,000	30,000	127.3
合 計	7,949,764	9,414,315	1,464,551	118.4

その額は1兆2,428億円となっている。社会保障関係費のうちで、前年度予算に対してもっとも高い伸び率を示したものは社会福祉費で127.8%となっているが、もっとも大きな割合を占めているのは社会保険費で社会保障関係費の55.6%、厚生省予算に対しても53.0%の高率と

なっている。表3は、厚生省予算の主要経費ごとの構成比の変化を示したものであるが、社会保険、社会福祉の伸びが明瞭に示されている。生活保護費と保健衛生費が例年かなりの改善がなされているのにシェアが低下しているが、対象人員の減少等によるものである。生活環境

表 2 昭和 46 年度厚生省関係予算額

(単位 百万円)

区 分	45年度予算額	46年度予算額	対前年度伸率	構成比	備 考
一般会計予算総額	7,949,764	9,414,315	118.4	100	
(社会保障関係費)	1,052,765	1,242,839	118.1	13.2	{ 労働省所管失業対策費及び農林省 所管社会保険費(農業者年金)を 除く。
1. 生活保護費	217,185	250,290	115.2	2.7	
2. 社会福祉費	111,038	141,886	127.8	1.5	{ 児童手当 3,068 百万円を含む。 農林省所管社会保険費(農業者年 金 11,647 百万円)を除く。
3. 社会保険費	583,934	690,548	118.3	7.3	
4. 保健衛生対策費	140,608	160,115	113.9	1.7	
(文教及び科学振興費)					
3. 科学技術振興費	2,968	3,677	123.9	0.04	
(恩給関係費)					
4. 遺族及び留守家族等援護費	24,532	26,467	107.9	0.3	
(公共事業関係費)					
5. 生活環境施設整備費	9,694	13,737	141.7	0.1	
(その他の事項経費)	13,561	15,367	113.3	0.2	
厚生省予算額	1,103,520	1,302,087	118.0	13.8	

表 3 主要経費別予算額

主 要 経 費 別	昭和 37 年度		昭和 40 年度		昭和 45 年度		昭和 46 年度	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比
(主要経費)	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
生活保護費	60,921,265	22.5	105,943,827	22.1	217,185,531	19.7	250,289,663	19.2
社会福祉費	23,206,712	8.6	43,169,171	9.0	111,037,530	10.0	141,886,284	10.9
社会保険費	117,271,569	43.3	209,530,138	43.8	583,933,712	52.9	690,547,518	53.0
保健衛生対策費	53,186,431	19.6	92,951,842	19.4	140,608,540	12.8	160,114,889	12.3
科学技術振興費	1,218,145	0.4	1,842,889	0.4	2,967,610	0.3	3,677,428	0.3
遺族及び留守家族等援護費	9,142,426	3.4	11,766,672	2.5	24,532,223	2.2	26,466,522	2.0
生活環境施設整備費	2,489,100	0.9	7,333,677	1.5	9,694,000	0.9	13,737,000	1.1
石炭対策費	31,200	0.0	90,314	0.0	0		0	
その他の事項経費	3,567,319	1.3	6,112,242	1.3	13,560,977	1.2	15,367,881	1.2
厚生省所管合計	271,034,167	100.0	478,740,772	100.0	1,103,520,123	100.0	1,302,087,185	100.0

施設整備費は、下水道終末処理施設に対する補助金が建設省の所管に移されているので、昭和 37 年、40 年の数字は現状とそのまま比較することはできない。

表 4 は、厚生省予算を医療費と所得保障とその他の三つに区分して示したものである。医療費の中には、医療保険関係の国の補助金負担金のほか医療扶助、結核、精神病、伝染病その他の公費負担による医療に対する国の補助金等が含まれている。また、所得保障の中には、生活扶助等の国庫負担金の外各種年金に対する負担金や、46 年度からは児童手当が含まれている。医療費のシェアは昭和 42 年に 50% をこえその後もふえ続けているが 46 年度はややその割合を減じている。所得保障は、制度

の改正、改善等を機に伸びてきているので、一定の傾向はいえないが、46 年度は、年金の大幅な改善、児童手当の創設等かなりの伸びを示している。

II 一般会計予算の主要事項

(1) 生活保護

生活扶助については、基準額が前年と同率の 14% 引き上げられ、1 級地の標準 4 人世帯では月額 3 万 4,137 円から 3 万 8,916 円になった。46 年度の経済見通しでは、個人消費支出の伸びが 15.8% とされ 45 年の 16.8% を下まわっている。一般家計との格差の縮小が期されているわけである。このほかに教育扶助の基準の 12.7%

表4 厚生省予算に占める医療費及び
所得保障予算額の推移

区 分	45年度	46年度	備 考
厚生省予算 (A)	11,035 (22.1)	13,021 (18.0)	(%)は 伸率で ある。
医 療 費 (B)	6,026 (25.5)	6,902 (14.5)	
所 得 保 障 (C)	2,651 (15.9)	3,168 (19.5)	
年 金 分 (D)	1,462 (20.7)	1,816 (24.2)	
そ の 他	1,189 (10.5)	1,352 (13.7)	
そ の 他	2,358 (20.8)	2,951 (25.2)	
医療費の構成割合 (B)/(A)	54.6 %	53.0 %	
所得保障の構成割合 (C)/(A)	24.0	24.3	
年金分の構成割合 (D)/(A)	13.2	13.9	

引上げなどの改善が図られ、生活保護費の総額は2,503億円で331億円の増額となっている。

(2) 社会福祉

社会福祉対策のうちで、本年度予算でとくに重点をおかれたものは施設整備と職員の処遇改善であるが、経費の内訳は表のとおりである。

	45年度 (千円)	45年度 (千円)
児 童 保 護 費	90,275,542	70,757,625
児 童 保 護 費	85,918,378	66,916,007
措 置 費	85,671,781	66,694,714
法施行事務費等	246,597	221,293
児童福祉事業費	1,687,858	1,428,458
児童相談所費等	542,547	498,546
保母養成所費等	180,767	146,150
へき地保育事業費等	712,639	619,246
そ の 他	251,905	164,516
母子保健衛生対策費	1,131,214	1,101,859
身体障害児等対策費	1,088,590	942,360
家庭児童対策費	449,502	368,941
特別児童扶養手当	540,443	471,909
老人福祉費	22,853,766	18,154,858
老人福祉費	1,665,041	1,392,550
老人保護費	21,188,725	16,762,308
身体障害者保護費	3,960,261	3,204,164
婦人保護費	670,146	587,516
社会福祉諸費	3,132,077	2,176,197
社会福祉施設整備費	12,599,790	8,622,296
母子福祉費	1,050,000	950,000
児童扶養手当	5,434,809	4,907,404
国立更生保護機関	1,381,450	1,205,561
計	141,886,284	111,037,530

〔社会福祉施設整備〕 施設整備費については、その予算額は45年度の予算額53億円を30億円上まわる83億円の予算が計上されている。これは約57%の伸率であり、かつてない飛躍的な前進といえよう。社会福祉施設の整備については戦後いち早く着手され、近年においては老朽施設の改善等の事業もとり上げられ、かなりの改善がなされてきたとてはいうものの人口高齢化等の社会情勢の変化や福祉対策の進展に伴う社会的ニードの高度化といった事情もあり、これまでともすれば立遅れがちであったことは否定できない。とくに、老人や重度の障害者など緊急に収容を要する対象についてもそれに見合う施設の整備がなされていなかったのが実情である。そこで、46年度予算編成に当たっては、この緊急度の高い老人施設と、重度障害者施設に、根強い需要のある保育所を加え、これらの整備を重点とした緊急5ヵ年計画という構想の下に予算折衝が行なわれたのである。結局5ヵ年計画自体は、大蔵省との間で十分調整される段階まで至らなかったが、厚生省の考え方にそってこれらの施設を重点として計画的整備を進めるよう予算の大幅増額を図ることとなったものである。

〔社会福祉施設の処遇改善〕 職員の処遇改善関係の予算のうち本年度重点をおかれたものは、職員の定数増と給与の改善である。施設の運営費についての予算も逐年の改善でかなりのレベルに達しており、かつては施設の食費など野犬の餌代にもおとるといわれ、収容者の処遇に直接関連する分野が予算編成上大きな問題であったが、今日では持続的に上昇を続ける人件費をいかにまかなうかが焦点となってきている。とくに社会福祉行政の進展に伴って重度の障害者など手のかかる収容者が全般にふえているので給与とともに職員の労働条件の改善を図ってゆくことが重要になってきている。これらの事情を反映し、本年度の改善では、これまで各種審議会等で要望されていた職員定数の改善に関するものをすべて2年計画で実施することとし、必要な予算14.4億円が計上されている。このほか、宿日直手当、夜勤手当の増額や支給範囲の拡大、俸給調整額の改善等労働条件の改善についてはとくに積極的な配慮がなされている。給与関係では、44年度から3ヵ年計画で進めてきた公務員との格差是正の最終年次分27.8億円を計上している。これらの改善の結果、施設の種別にみた運営費は、表5のようになっている。このほか、異例の措置として収容者の処遇に直接従事する職員のうち10年以上勤続している者を対象とし、平均して給与の20%に相当する手当を支給する特別措置を講ずることとしている。この特別措置は、

表5 社会福祉施設収容者1人当たり
年額調(事業費ベース)

	(単位 円)	
	45年度	46年度
保護施設		
救護施設	154,118	187,180
更生施設	75,317	92,536
宿提施設	19,362	21,755
施設授産	86,559	97,831
家庭授産	10,629	11,809
身体障害者更生援護施設		
身体障害者更生指導所	300,170	349,316
身体障害者授産施設	260,922	303,192
重度身体障害者更生援護施設	435,882	480,655
重度身体障害者授産施設	351,805	390,791
内部障害者更生施設	281,910	318,358
通所施設	171,361	197,911
進行性筋萎縮症者措置費	641,216	815,465
老人福祉施設		
養護老人ホーム	259,829	297,116
特別養護老人ホーム	443,160	512,283
軽費老人ホーム	93,754	122,338
婦人保護施設		
一時保護所	229,678	265,158
保護施設	225,988	256,288
児童福祉施設		
養護施設	305,746	351,591
教護院	346,646	395,916
精薄児施設	394,249	454,796
育児施設	374,071	429,341
ろうあ児施設	350,429	404,040
母子寮	64,209	73,845
乳児院	674,715	797,143
虚弱児施設	364,690	419,550
肢体不自由児施設	348,510	306,460
助産施設	246,221	286,055
精薄児通園施設	230,308	268,604
情緒障害児短期治療施設	471,351	569,320
重症心身障害児施設	790,184	842,300
肢体不自由児医療委託分	648,075	668,905
肢体不自由児通園分	135,140	145,138
里親	139,541	148,860
保育所	69,323	83,769
精薄者施設	344,968	430,675

施設の給与原資が総額で限定されているため、最近の労働力需給関係の実情を反映して初任給が民間水準と対応して改善される反面、勤続年数が長くなるほど格差が拡大しているという実情に着目してとられた措置である。指導員、寮母、保母等7,000人を対象に3億円が計上されている。このほかの特別措置としては、積雪地帯の民間

施設の除雪費補助が新たに計上されている。特別措置に要する経費を除き以上の処遇改善に要する予算は75億円で、これを含めた社会福祉施設の運営のための予算額は始めて1,000億円をこえ、1,125億円となっている。

なお、社会福祉施設職員の給与改善については、本年度において3カ年計画による格差是正が終了することになるので、本年新たに実態調査を実施し、今後の改善等を検討することが予定されている。

〔老人福祉対策〕 さきにのべたように、老人対策は今年度厚生省予算の基調をなすものであり、予算の国会審議の過程でも老人国会といってもよいほど老人問題をめぐる質疑は多かった。老人対策の柱となるものには年金、医療の問題もあるが、これらについては別項でふれるので、ここでは社会福祉の分野での老人に関連するものだけにふれよう。まず、老人の疾病のうちもっとも多くをしめる脳卒中につき、その後遺症の老人を対象とし、老人福祉施設を利用して新たに機能回復訓練を行なうこととなった。また、ひとりぐらし老人につき、電話による相談事業をモデル的に実施すること、一時的病気の場合介護員を派遣して看護を行なうことが新たにとり上げられ、老人の社会活動への参加を促進するため、老人就業あっ旋所を増加し、老人クラブによる社会奉仕団活動を新たに助成することとし、また、老人クラブに対する助成をさらに7万クラブ(45年度6万5,000クラブ)まで拡大すること等の措置が講じられた。これらの福祉対策のほか福祉年金の改善等を加えて、老人福祉対策費は45年度の841億円から971億円に増額されている。

〔心身障害児(者)対策〕 本年1月に設立された心身障害者福祉協会により運営が予定されているいわゆる国立コロニー(所在地高崎市)が4月から開所されることとされ、従来から引続いている施設整備費のほか新たにこの運営費が計上されている(定員550人、予算4億円)。また、特別児童扶養手当は、福祉年金と同額の月額300円の引上げが本年11月から実施されることとなり、月額2,900円となる。また、扶養義務者の所得制限額も、老齢福祉年金と同様136万円から180万円に引き上げられ、5月から実施される(予算額5億円)。このほか、重度心身障害児(者)の家庭奉仕員の増員(591人→1,182人)等従来の施策の充実にあわせ、新たに高度難聴児用の補聴器の支給、新たな福祉施設として精神薄弱者のための通園寮の設置助成、在宅重度障害者に対する訪問診察、点訳奉仕員の養成などきめこまかい配慮がはらわれている。これらの措置に要する心身障害児(者)対策費は、総額493億円で45年度の402億円に比べ91億円の増額。

	46年度 (千円)	45年度 (千円)
社会保険国庫負担金	90,755,900	86,805,175
厚生保険特別会計へ繰入	87,824,215	84,092,476
健康保険国庫補助	27,500,000	22,500,000
日雇健康勘定財源	13,206,367	20,719,938
厚生年金保険給付費財源	30,885,655	27,811,822
業務取扱費財源	16,232,193	13,060,716
船員保険特別会計へ繰入	2,931,685	2,712,699
疾病部門国庫補助	600,000	600,000
失業部門給付費財源	477,203	438,703
年金部門給付費財源	1,498,290	1,373,040
業務取扱費財源	356,192	300,956
健康保険組合補助	1,951,000	1,751,450
事務費補助金	1,651,000	1,451,450
給付費臨時補助金	300,000	300,000
厚生年金基金等助成費	84,779	54,617
厚生年金基金等給付費補助金	45,172	15,010
厚生年金基金連合会事務費補助金	29,607	29,607
石炭年金基金事務費補助金	10,000	10,000
国民健康保険助成費	421,875,360	357,930,788
指導監査委託費	99,457	94,287
療養給付費補助金	353,184,248	299,599,942
助産費補助金	1,808,344	1,231,111
事務費補助金	21,384,220	18,664,644
保健婦及診療施設整備費補助金	1,320,572	1,183,706
国民健康保険団体連合会補助金	636,900	559,700
国民健康保険組合臨時調整補助金	900,000	100,000
財政調整交付金	42,541,619	36,497,398
国民年金国庫負担金	172,582,048	137,257,043
拠出年金国庫負担	57,636,555	36,089,850
福祉年金給付費財源	91,565,643	80,931,254
業務取扱費財源	23,379,850	20,235,939
農業者年金等実施費	11,877,755	3,657,248
農業者年金助成補助金	7,126,200	1,926,000
農業者離農給付費交付金	3,618,050	950,000
農業者年金基金運営費	291,697	167,781
農業者年金基金業務委託費	765,897	586,900
その他	75,911	26,567
児童手当国庫負担金	3,068,466	0
計	702,195,308	587,456,321

となっている。

(3) 社会保険費

経費の内訳は、上表のとおりである。

〔医療保険制度の改善〕 医療保険制度については、その抜本改正の必要性が指摘され、政府部内でも種々の

検討が進められており、昨年8月には社会保険審議会と社会保障制度審議会に抜本改正の諮問が行なわれている。しかしながら、この問題には極めて広汎な問題が関連しており、また、関係者の利害がからみ合っているため、両審議会の審議の結論を得ないまま予算編成期を迎えることとなったわけである。この間にも政府管掌健康保険の財政状況は悪化の一途を辿り、45年度末の累積赤字約1,900億円、さらにこのまま放置すれば、46年度末には3,000億円にも達すると予想され、従来のように借入金でこれをしのいでゆくということは許されない状況になってきた(表6および表7)。このため本年度予算編成に際しては、いわゆる3K赤字の一つとして国鉄、米と並んで種々議論をよぶこととなったわけである。しかも、健康保険の問題は、これがたんに財政上放置し得なくなってきたというばかりでなく、人口高齢化の進展につれますます強くなってきている老人に対する医療費負担の軽減というような問題の解決をおくらせてきているという点で厚生行政に与えている悪影響を見逃すことができない。これまでも財政健全化のための対策は数度にわたって実施されており、国庫負担の増額等も行なわれてきているが、根本的な改善のないまま今日に及んでいるわけである(表8)。そこで42年の対策実施に伴う健康保険法

表7 政府管掌健康保険昭和46年度(制度改正前)の収支見込(単年度分)

(単位 百万円)

事 項	制度改正前
保 険 料 収 支	606,437
雑 収 入	1,382
計	607,819
保 険 給 付 費	672,972
医 療 給 付 費	612,544
現 金 給 付 費	60,428
業務勘定へ繰入	1,392
諸 支 出 金	1,080
計	675,444
差引過△不足	△67,625
予 備 費	△30,000
再差引過△不足	△97,625

表6 政府管掌健康保険単年度収支及び累積赤字額の年度別推移

(単位 億円)

	38	39	40	41	42	43	44	45 (見込)	46 (見込)
単年度収支	△131	△325	△497	△266	△ 58	△ 24	△ 56	△ 500	△ 411
累積赤字額(△)	—	△173	△669	△978	△1,099	△1,187	△1,319	△1,905	△2,453

(注) 46年度末の赤字額は、制度改正による効果を含む。

表 8 政府管掌健康保険に対する国庫補助の推移

(単位 億円)

年度	38	39	40	41	42	43	44	45 (見込)	46 (見込)
額	5	5	30	150	225	225	225	225	275

の改正に際しては、2年後には抜本改正に着手することを明らかにした経緯もあるので、昭和46年度から抜本対策の第一歩に着手することとなったわけである。

今回の対策の特色は、したがって、従来と異なり、あくまで抜本対策の第1段階として構想されたんに財政対策を主眼としたものではないというところにあるわけである。このため、今国会に予算と併せて、「健康保険法等の一部を改正する法律案」が提出されているが、まず、今回の対策の内容を明らかにしてみよう。

第1は、高齢者に対する医療を中心とした給付の改善である。高齢者のためには二つの措置がとられている。一つは、退職者継続医療給付制度の創設である。これは、健康保険に15年以上加入していた者が、55歳以後退職した場合には、退職後少なくとも5年間は、それまで加入していた健康保険に引続き加入して在職時と同様10割給付を受けることができることとしたものである。もう一つの措置は、70歳以上の被扶養者の給付割合を現在の5割から7割に引き上げることである。このほか、埋葬料の引き上げが図られている。

第2は、患者の一部負担金に関するものである。10割給付を受ける被保険者本人について、再診を受ける際に100円の一部負担金を6ヵ月間に限り支払うこととするとともに、入院時の一部負担金を現行の1ヵ月間1日当り60円から6ヵ月間1日当り150円に改めることとしている。

第3は保険料に関連するものである。保険料算定の基礎となる標準報酬の区分が最近の給与の実態とかけ離れてきたので、実情に即して上限額を引き上げてその区分を改めるとともに、前年に支給された賞与の一部(46年度は3分の1の予定)を報酬月額に加えて標準報酬とすることとしている。また、保険料率については、現在法律によって一定の料率が定められているが、これを改め、昭和47年度以降、政府管掌健康保険事業に要する費用に過不足を生じたときは、社会保険審議会の意見を聞いて1,000分の80を限度として、社会保険庁長官が保険料率を弾力的に調整できることとしている。

第4は、国の負担に関するものである。政府管掌健康保険については表8に示したとおり定額補助の方式により国の負担がなされているが、これを改め新たに定率

(保険給付費の5%)補助の方式により国の負担を行なおうとするものである。また、昭和46年度までの累積赤字(約2,500億円と予想される)を保険の負担外に棚上げ処理し、これを一般会計からの繰入れにより補填することとしている。

以上が、今回の対策の主な内容である。財政対策として、これまでどおり、被保険者、事業主等の保険料負担、患者、国の三者がそれぞれの立場において負担することはこれまでと変わりはないが、保険料、患者負担の合理化を図る一方、累積赤字の棚上げ、保険料の弾力的調整、国庫補助の定率化等の措置により健康保険の長期的な安定した発展基盤を作ろうとしていることは従来の対策に例のないところである。

また、70歳以上の老人に対する給付の改善等の措置も、これまでの対策にない積極的な措置といえよう。

これらの対策による財政効果は、表9にみるとおりである。46年度の予算はこれらの内容を織り込んで、制度改正が46年10月から実施に移されることとして275億円の国の補助を計上している。

医療保険関係の予算は、以上のほかは、国民健康保険組合の臨時調整補助金が大幅に増額されている(45年度当

表 9 政府管掌健康保険の昭和46年度
単年度収支見込(制度改正後)

(単位 億円)

事 項	10月実施	満年度
1. 収 支 見 込	△976	△976
(1) 単年度赤字	△676	△676
(2) 予 備 費	△300	△300
2. 制度改正による効果	565	976
(1) 標準報酬制の合理化	222	487
(ア) 標準報酬等級改定	128	261
(下限 3,000円→12,000円)		
(上限 104,000円→200,000円)		
(イ) 前年ボーナス1/3加算	94	226
(2) 一部負担金の改訂	104	251
(ア) 再診時 100円6ヵ月 新設	89	214
(イ) 入院時 60円1ヵ月→150円6ヵ月	15	37
(3) 家族70歳以上 医療給付割合5割→7割	△22	△53
(4) 退職者継続医療給付制度の創設	△13	△31
(5) 埋葬料の引上げ	△1	△2
(本人最低保障 15,000円)		
(家族 2,000円→7,000円)		
小 計 (1)~(5)	290	652
(6) 国 庫 補 助	275	324
3. 制度改正後単年度収支 (1+2)	△411	0

(注) 昭和46年度末累積赤字見込 2,453億円
昭和45年度末累積赤字見込 1,905億円
昭和46年度単年度赤字見込 411億円
上記利子見込 137億円

初予算1億円、46年度予算9億円)。これは日雇労働者健康保険の擬制適用の廃止後の状況等を考慮してなされた措置である。国民健康保険助成費については、予算編成時に昨年度と同様大蔵省側から補助率引き下げの示唆があったが、再び厚生省側との意見が未調整のまま従来どおりの方式で予算が計上された。表10は、国民健康保険助成費の予算上の地位を示したものであるが、財政当局が補助率引き上げを示唆する背景が窺われるであろう。

表10 国家予算と社会保障関係費及び
国民健康保険助成費の調

(単位 百万円)

	36年度	45年度	46年度
一般会計予算 (率)	1,952,776 (100.0) %	7,949,764 (407.1) %	9,414,315 (482.1) %
社会保障関係費 (率)	246,665 (100.0)	1,140,768 (462.5)	1,344,080 (544.9)
厚生省予算 (率)	227,624 (100.0)	1,103,520 (484.8)	1,302,087 (572.0)
国民健康保険助成費 (率)	41,604 (100.0)	357,931 (860.3)	421,875 (1,014.0)
国保助成費/一般会計予算	2.13 %	4.50 %	4.48 %
国保助成費/社会保障関係費	16.87	31.38	31.39
国保助成費/厚生省予算	18.28	32.44	32.40

(注) 本調は各年度の成立予算額により作成したものである。

〔年金の改善〕 まず、厚生年金について説明することとする。厚生年金は昭和44年にいわゆる2万円年金の実現をめざした大幅な給付改善がなされたが、最近のテンポの早い経済成長と著しい物価の上昇は、この効果を著しく減殺することとなった。これまで給付の改善は、5年ごとの財政再計算の際に行なうこととされてきたのであるが、今日のような状況では5年間をまつことができなくなったわけである。これについてはいわゆる年金のスライド制という面からも検討がなされているわけであるが、本年の予算編成に当っては、まずこの問題の応急的解決を中心として改善が行なわれることとなった。

改善の中心は、したがって年金額の引き上げであるが、昭和44年の改善以降の消費者物価の上昇を参照しつつおおむね10%程度の引き上げが図られることとなっている。このため年金額の定額部分を15%引き上げ、また、障害年金、遺族年金の最低保障額についても現在の月額8,000円を10%引き上げて月額8,800円としている。また、これとともに標準報酬の区分が改められ、その上限の引き上げ等の措置がとられるとともに女子に対する特例脱退手当金支給期限が、本年5月末までとされていたのを5年間延長することとなっている。今回の年

金額の緊急改善措置は、これまでに例のない措置であり、年金制度の新しい発展方向を示しているともいえよう。このような改善に要する金額を含め厚生年金に対する国庫負担額は309億円が計上されている(45年度は278億円)。

次に、国民年金があるが、福祉年金について多角的な、しかも大幅な改善措置がとられている。本年は拠出制の国民年金の経過的なものである10年老齢年金の支給が開始されることになっており(65才から、月額5,000円)、これまで物価の上昇等に応じ逐年改善されてきた福祉年金(老齢福祉年金、70歳から月額2,000円)についても、無拠出、全額国庫負担という性格を考慮しつつも、これとのバランスにおいてどのような改善措置をとるか慎重な検討を要したところである。問題点をあげると、第1は年金額の引き上げである。第2は扶養義務者の所得制限の問題である。福祉年金は扶養義務者の所得が定められた限度以上の場合支給停止することとし、これまでは毎年の所得水準の上昇に応じて現に受給している老人が支給を停止されることのないよう限度額の引き上げを行ってきた。したがって、受給者の範囲は、例年総体としてほとんど変わっていないが、これをかなりの範囲まで拡大せよとの社会的要請にどのように応えるか。第3は、戦争公務による公的年金受給者に対する福祉年金の併給対象を拡大し、併給額を引き上げよとの要請にどのように応えるかという問題である。とくに、本年はこの点について強い要望が関係者からなされ、福祉年金の完全併給を望む声が強かった。第4は、福祉年金の支給開始年金を拠出制の国民年金なみに65歳まで引き下げよとの意見にどのように対処するかということである。

本年度予算による福祉年金の改善は、結局この4つの問題点のいずれについても取り上げることとなり、このための法改正もすでに3月末になされている。まず、年金額については、老齢福祉年金を現行の月額2,000円から2,300円に、障害福祉年金を月額3,100円から3,400円に、母子福祉年金および準母子福祉年金を月額2,600円から2,900円に、それぞれ300円引き上げることとしている。これと同時に、従来どおり児童扶養手当および特別児童扶養手当についても、児童1人の場合の手当の月額を現行2,600円から2,900円に引き上げることとしている。ちなみに、300円という引き上げ額はこれまでの最高額である(46年11月実施)。

扶養義務者の所得制限については、従来の限度額が扶養家族5人の場合には年収135万円であったが、180万円に引き上げられた。近年の限度額の引き上げ率は、概

ね 12~13% 程度であったが本年の場合は 33% となりこれも今年最高のアップ率となる (46 年 5 月実施)。

戦争公務による扶助料等との併給については準士官以下の旧軍人の遺族等で公務扶助料等を受給している者について、これまで福祉年金額の一部月額 400 円程度が併給されていたのを改め、今後は全額併給することとなった (老齢年金の場合ならば、2,300 円、46 年 10 月実施)。

支給開始年金については、体の不自由な老人に限って支給開始年金を 65 歳に引き下げることとなった (46 年 11 月実施)。

46 年度予算には以上の改善に要する額として 66 億円が計上されており、これに従来分を加えると福祉年金の給付費は 916 億円となる。福祉年金の受給者数は、45 年秋で約 342 万人で、厚生年金、国民年金 (拠出) の受給者があわせて 130 万人程度であるのに比べると圧倒的に多く、現在のわが国の高齢者保障の上では大きな役割を果たしている。今回の福祉年金の改善がきわめて意義のあることが明らかであろう。

〔児童手当制度の創設〕 児童手当制度については、かねてから制度の目的や財源の負担割合等をめぐり種々論議が重ねられてきた。厚生省も早くから次代を担う国民の資質向上、家庭生活の安定等に寄与するものとして、また、わが国で欠けている社会保障制度の最後のひとつとして、その実現を期し検討準備を行ってきたが、45 年 9 月児童手当審議会から制度の大綱につき答申を得たので、これを基礎にいよいよ創設にとりかかることとなったものである。

児童手当の目的は、家庭生活の安定と児童の健全な育成とされ、18 歳未満の児童が 3 人以上いる場合に、義務

教育終了前の第 3 子以降を対象として支給されることとなっているが、さしあたりの支給対象は、支給が開始される昭和 47 年 1 月 1 日現在で 5 歳未満の者に限られており、第 2 段階の昭和 48 年 4 月 1 日からは、当日満 10 歳未満の者にまで拡大し、次いで第 3 段階の昭和 49 年 4 月 1 日から全対象に支給することが予定されている (表 11 参照)。高額所得者 (扶養家族 5 人の場合で年収 200 万円以上) には支給されず、財源の負担割合は表 12 のとおりに定められている。支給月額は 3,000 円で、公務員等以外は市町村長から支給され、46 年度は 47 年の 1,2 月分が 47 年 3 月に支給されることになっており対象数は表 11 に示されているとおり 93 万 6,000 人、2 ヶ月分の給付総額が 56 億円であり、本年度予算にはこれに必要な給付費と事務費の国庫負担分として 31 億円が計上されている。一部の地方公共団体に類似の制度があるというものの、わが国でははじめての制度であり、

表 12 児童手当の対象別財源負担割合

対象別	負担者	負担割合
被用者分	事業主	7/10
	国庫	2/10
	都道府県	0.5/10
	市町村	0.5/10
被用者以外分	国庫	4/6
	都道府県	1/6
	市町村	1/6
公務員分	国、三公社および地方公共団体がそれぞれの職員分を全額負担	

表 11 児童手当の実施段階別対象児童数、給付総額および財源区分

段階別対象児童区分		全対象児童数	段階別対象児童数	所得制限率	支給対象児童数	給付総額	財源区分	
		千人	千人	%	千人	億円	国庫負担	拠出金その他
18 歳未満 第 3 子以降児童	市町村支給分	2,435	920		825	(49) 297	(24) 144	(25) 153
	公務員分	312	130		111	(7) 40	(1) 9	(6) 31
	計	2,747	1,050	11.0	936	(56) 337	(25) 153	(31) 184
18 歳未満 第 3 子以降児童 10 歳未満	市町村支給分	2,435	1,887		1,717	618	308	310
	公務員分	312	253		216	78	17	61
	計	2,747	2,140	9.8	1,933	696	325	371
18 歳未満 第 3 子以降児童 義務教育終了前	市町村支給分	2,435	2,435		2,212	797	402	395
	公務員分	312	312		267	96	21	75
	計	2,747	2,747	9.6	2,479	893	423	470

注 1) 児童数は、すべて 47 年 1 月 1 日現在の推計である。2) カッコ内は、46 年度予算計上額である。

今後の健全な発展が期待されている。なお、民間企業の家族手当との関係については労資の自主的決定に委ねられることになっておりその推移が注目される。

(4) 保健衛生対策費

保健衛生対策費の経費の内訳は次のとおりである。

	46年度 (千円)	45年度 (千円)
(厚生省所管)		
結核医療費	45,429,457	43,580,312
精神衛生費	39,407,854	35,823,259
精神衛生対策費	39,405,596	35,820,712
麻薬中毒対策費	2,258	2,547
原爆障害対策費	8,665,608	7,163,974
保健衛生諸費	15,841,735	13,611,784
保健所費	9,050,707	8,036,763
成人病予防対策費	427,922	352,635
疾病予防費	2,669,138	2,235,976
へき地医療対策費	387,109	311,240
らい予防対策費	251,859	236,427
防疫業務委託費等	388,712	350,211
環境衛生金融公庫補給金	1,624,188	1,144,236
医療金融公庫補給金	809,139	618,211
その他	232,961	326,085
保健衛生施設整備費	1,502,731	1,535,420
国立病院特別会計病院勘定へ繰入	13,172,035	8,215,835
経営費	11,930,785	6,996,170
施設費	1,241,250	1,219,665
国立病院特別会計療養所勘定へ繰入	28,692,417	24,181,499
経営費	24,562,230	20,236,638
施設費	4,130,187	3,944,861
国立らい療養所費	6,004,150	5,294,622
検疫所費	1,398,902	1,201,835
計	160,114,889	140,608,540

〔保健所員〕 保健所は地域における衛生関係の行政やサービスの中核となってきたが、公害や環境問題の発生や各種予防衛生事業の変貌に伴って今後のあり方につき検討の必要性が指摘されており、45年度からそのための調査費が計上されているが、46年度においても引続きこれを行なうこととなっている。このほか保健所費については、保健所の整備箇所数を増加し、新たに保健婦の訪問活動用の小型自動車を助成対象としてとりあげるとともに、過疎地域には都道府県の計画に従って保健婦を配置する場合に補助するなどの措置が講じられており94億円の予算が計上されている(45年度83億円)。

なお、保健衛生施設の整備については、今年度から新しく小児医療センターの整備がとり上げられ、とりえず、3ヵ所が対象として補助金が計上されている。

〔原爆障害対策費〕 原爆障害対策については、長崎市の特別被爆者の範囲の拡大、健康管理手当の年齢制限

表 13 厚生省所管特別会計

(1) 厚生保険特別会計

区 分	46年度 予定額	45年度 予算額	比較増△減	備考
健康勘定	歳入	百万円 905,260	百万円 729,047	百万円 176,213
	歳出	905,260	729,047	176,213
日雇健康勘定	歳入	163,619	151,022	12,597
	歳出	163,619	151,022	12,597
年金勘定	歳入	1,186,943	977,338	209,605
	歳出	222,778	188,830	33,948
児童手当勘定	歳入	4,407	0	4,407
	歳出	4,407	0	4,407
業務勘定	歳入	28,293	24,133	4,160
	歳出	28,293	24,133	4,160

(2) 船員保険特別会計

区分	46年度予定額	45年度予算額	比較増△減	備考
歳入	百万円 62,148	百万円 51,136	百万円 11,012	
歳出	38,178	32,624	5,554	

(3) 国立病院特別会計

区 分	46年度 予定額	45年度 予算額	比較増△減	備考
病院勘定	歳入	百万円 69,717	百万円 61,182	百万円 8,535
	歳出	69,717	61,182	8,535
療養所勘定	歳入	62,049	53,755	8,294
	歳出	62,049	53,755	8,294

(4) あへん特別会計

区分	46年度予定額	45年度予算額	比較増△減	備考
歳入	百万円 1,267	百万円 1,000	百万円 267	
歳出	1,267	1,000	267	

(5) 国民年金特別会計

区 分	46年度 予定額	45年度 予算額	比較増△減	備考
国民年金勘定	歳入	百万円 232,630	百万円 175,728	百万円 56,902
	歳出	28,313	18,433	9,880
福祉年金勘定	歳入	92,482	81,742	10,740
	歳出	92,482	81,742	10,740
業務勘定	歳入	150,441	122,937	27,504
	歳出	150,441	122,937	27,504

を65歳から60歳に引き下げ(この点については、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部改正が

今国会で行なわれた。), 長崎原爆病院の施設整備費補助などの新しい措置がとられ 87 億円の予算が計上されている (45 年度 72 億円)。

〔結核, 精神病, 伝染病, がん等疾病対策費〕 結核対策費は, 47 億円 (45 年度 45 億円) が計上されている。精神衛生対策については, 45 年度予算で精神障害回復者社会復帰施設のモデル的な設置をすすめるための補助が計上されたが, その運営費に対する補助金が新たに計上され, 総額 397 億円となっている (45 年度 362 億円)。伝染病対策は, 予防接種事故処理費 (補助金), 新痘瘡ワクチン開発研究費が新たに計上され, 45 年度 15 億円の予算が 17 億円となっている。がん対策費では, 小児がん治療研究費 2 億円が新たに計上され, 小児がん患者の福祉を図りつつ治療研究を進めることとなっており 45 年度 34 億円の予算が 40 億円に増額されている。

〔へき地医療対策費〕 へき地診療所, 患者輸送車等の整備を引続き行なうほか, 診療所の設置できない地区につき新たな措置としてあらかじめ健康診断を行なって住民の健康管理をしておいて救急時の措置を輸送と通信組織の整備により行なうというへき地医療地域連携対策がとり上げられることとなった。へき地医療対策費は 45 年度 4 億円が 5 億円に増額されている。

〔救急および血液対策〕 救急医療対策費は, 前年予算をやや上まわる 5 億円の予算が計上されている。血液対策費は, 32 百万円である。この予算では本年 2 月から最近の人件費アップ等の影響で保存血 1 本 310 円の値上げが予定されていたが, 国会の審議を通じてこの旧価格への値下げが行なわれることとなった。この値下げに伴う助成等の措置はこの予算には計上されていないが, 今後の検討を通じて本年度予算の実行面で又は 47 年度予算で必要な措置をとることとされている。

〔医療関係者の確保〕 医師の臨床研修費は 15 億円 (45 年度 13 億円), 看護婦確保対策費は 54 億円 (45 年度 37 億円) 計上されている。看護婦確保対策については, 昨年民間養成施設の運営費助成の予算措置がとられ, これに伴う法律改正が予定されていたが, 法案が成立せず実施に至らなかった。本年度においては, 法改正を行なわないで一定の要件に合致する施設を対象として補助することが予定されており所要の補助金が計上されている。

(5) 研究費および試験研究所費

研究費は 13 億円, 試験研究所費は 29 億円, 合計で 42 億円計上されている (45 年度は 34 億円)。研究費のうち, 比較的大きなテーマを中心とする特別研究費は,

160 百万円で前年に比べ 5 千万円の増額となっているが, このうち 1 億円はスモンの治療研究にあてられることになっており, 新たに患者の福祉面をも配慮しつつ研究が推進される。また, 心身障害研究 1 億円が新たに計上され心身障害の発生予防に関する研究を重点的に行なうこととなっている。

(6) 遺族および留守家族等援護費

恩給の改正に伴って障害年金, 遺族年金等の年金額が増額されたほか, 準軍属の年金額の是正, 公務扶助料の加給対象となっていない父母等に対する後順位年金の支給その他の改善措置で 265 億円の予算が計上されている。

(7) 生活環境施設整備費

生活環境施設整備費は 45 年度に対し 43% の高い伸率で, 137 億円の予算が計上されている。

水道関係では, 水源の確保と広域水道建設の促進のため 50 億円 (45 年度 30 億円, ほかに経済企画庁計上の水資源開発公団分として 9 億円——45 年度は 6 億円) を計上し都市部の水需要増大に対処することとなっているほか, 簡易水道については, 44 億円 (45 年度は 31 億円, ほかに経済企画庁計上の離島対策分 6 億円, 45 年度は 4 億円, 北海道開発庁計上の北海道離島分 24 百万円, 45 年度 16 百万円) の予算で農山漁村地域の水道普及がはかられている。

廃棄物処理施設については, 従来の施設のほか新たに都市産業廃棄物処理施設と粗大ごみ処理施設が対象に加えられ, 44 億円の予算で第二次の施設整備 5 ヶ年計画の最終年度の事業を行なうとともにプラスチック等の新たなごみの増大に対処することとなっている。

(8) 公害対策その他の重要施策

〔公害対策費〕 公害対策については, さきの臨時国会において整備された公害関係法に基づき, 全国的に公害の規制を拡充強化することとし, このため地方の監視測定機器整備補助金の大幅増額, 保健所の公害担当職員の増員, 緊急公害機動調査班の設置による公害問題の機動的処理などが取上げられており, 15 億円 (前年度 9 億円) の予算が計上されている。

また, 公害防止事業団は, 事業規模を一挙に 400 億円に拡大し (45 年度 210 億円), 公害防止施設等の整備促進を図ることとしている。

また, 公害被害者の救済についても, 医療手当の額の引き上げや支給要件の緩和がなされた。

〔自然保護対策費〕 国立公園施設整備費の増額のほか, さきの臨時国会で成立した自然公園法改正の趣旨に従って環境浄化対策を強化するため必要なごみ処理設備

表 14 昭和 46 年度財政投融资使途別分類表

(単位 億円)

区 分	年度	産投会計 出 資	資 金 運 用 部 資 金			簡保資金	公 募 債 借入金等	財投合計
			年金資金等	郵貯資金等	小 計			
(1) 住 宅	46	—	2,762	2,892	5,654	1,020	1,980	8,654
	45	—	2,159	2,161	4,320	856	1,720	6,896
(2) 生活環境整備	46	1	2,265	1,779	4,044	250	904	5,199
	45	1	1,774	1,360	3,134	193	840	4,168
(3) 厚生福祉施設	46	—	1,112	71	1,183	—	—	1,183
	45	—	951	66	1,017	—	—	1,017
(4) 文教施設	46	—	232	341	573	391	—	964
	45	—	205	292	497	293	—	790
(5) 中小企業	46	—	2,273	3,334	5,607	515	462	6,584
	45	—	1,940	2,754	4,694	425	404	5,523
(6) 農林漁業	46	—	817	1,197	2,014	150	—	2,164
	45	2	696	987	1,683	100	—	1,785
(1)~(6) 小 計	46	1	9,461	9,614	19,075	2,326	3,346	24,748
	45	3	7,725	7,620	15,345	1,867	2,964	20,179
(7) 国土保全・災害復旧	46	—	174	256	430	187	—	617
	45	—	180	256	436	124	—	560
(8) 道 路	46	—	485	909	1,394	1,359	755	3,508
	45	—	401	754	1,155	1,064	859	3,078
(9) 運輸通信	46	—	1,405	2,464	3,869	773	1,009	5,651
	45	115	1,031	1,876	2,907	608	1,093	4,723
(10) 地域開発	46	15	434	635	1,069	214	493	1,791
	45	11	351	499	850	171	399	1,431
(7)~(10) 小 計	46	15	2,498	4,264	6,762	2,533	2,257	11,567
	45	126	1,963	3,385	5,348	1,967	2,351	9,792
(11) 基幹産業	46	187	—	1,957	1,957	91	64	2,299
	45	146	—	1,707	1,707	96	79	2,028
(12) 輸出振興	46	650	—	3,540	3,540	—	—	4,190
	45	760	—	3,040	3,040	—	—	3,800
合 計	46	853	11,959	19,375	31,334	4,950	5,667	42,804
	45	1,035	9,688	15,752	25,440	3,930	5,394	35,799

注 1) 開発銀行、地方公共団体等については、事業規模等を基礎として配分した。

2) 年金資金等には、厚生年金、国民年金、船員保険および国家公務員共済組合の新規預託増加分を計上した。

3) 本表は計数整理の結果、異動することがある。

表 15 昭和 46 年度厚生省関係財政投融资資金計画の概要

45.12.30 (単位 億円)

区 分	昭和45年度計画額	昭和46年度計画額	差引増△減額	備 考	区 分	昭和45年度計画額	昭和46年度計画額	差引増△減額	備 考
1. 公 庫 等					3. 特 別 会 計				
(1) 医療金融公庫					国立病院特別会計				
事業 枠	350	410	60		国 立 病 院				
資 金 枠	335	385	50		事業 枠	45	48	3	
原資 (資金運用部)	290	333	43		資 金 枠	42	44	2	
回 収 金	(194)	(219)	(25)		原資 (資金運用部)	37	40	3	
	45	52	7		土地処分	(37)	(40)	(3)	
(2) 環境衛生金融公庫						5	4	△1	
資 金 枠	630	765	135		国立療養所				
原資 (資金運用部)	570	680	110		事業 枠	45	45	0	
回 収 金 等	(0)	(0)	(0)		資 金 枠	45	45	0	
	60	85	25		資金運用部	18	18	0	
2. 公 団 等					原資 (土地処分)	(18)	(18)	(0)	
(1) 年金福祉事業団					一般会計	10	10	0	
事業 枠	820	940	120		繰入金	17	17	0	
資 金 枠	680	840	160		4. 地方公共団体				
原資 (資金運用部)	680	840	160		(1) 特別地方債	1,285	1,575	290	
住 宅	(680)	(840)	(160)		住宅・水洗	(1,285)	(1,575)	(290)	
療養施設	562	705	143		病 院	75	85	10	
厚生福祉施設	48	52	4		厚生福祉施設	250	300	50	
(2) 社会福祉事業振興会					清 掃	250	300	50	
事業 枠	41	56	15		簡 易 水 道	170	219	49	
資 金 枠	41	53	12		と 畜 場	65	94	29	
原資 (資金運用部)	38	51	13		産業廃棄物処理	7	11	4	
回 収 金	(38)	(51)	(13)		同 和 対 策	—	10	10	
	3	2	△1		下 水 道	55	100	45	
(3) 公害防止事業団				46年度計画額 400 億円	上 水 道	131	156	25	
事業 枠	210	400	190	のほか、45	(2) 一般地方債	282	300	18	
資 金 枠	164	278	114	年度に緊急	上水道の一部	1,258	1,440	182	
原資 (資金運用部)	141	243	102	100 億円を	産業廃棄物処理	(0)	(0)	(0)	
政府出資	(105)	(161)	(56)	追加計画す	財投 (資金運用部等) 合計	1,258	1,430	172	
回 収 金 等	1	1	0	ることとし		—	10	10	
	22	34	12	た。		4,317	5,220	903	対前年伸率
						(2,357)	(2,904)	(547)	120.9%
									(123.2%)

(注) () は厚生年金還元融資及び国民年金特別融資分を内書したものである。

の助成を新たに行なう等 12 億円の予算が計上されている (45 年度 11 億円)。

〔食品医薬品の安全対策費〕 食品の安全衛生対策については、既存の食品添加物につき計画的に総点検をすすめるほか食品衛生調査研究費の大幅増額、残留農薬に対する規制の強化等の措置をとることとし、130 百万円の予算が計上されている。

医薬品の安全衛生対策では、医薬品につき自主的検査体制を強化するための設備の助成、医薬品の薬効調査、流通近代化調査の実施などで 33 百万円の予算が計上されている。

III 特別会計

厚生省所管の特別会計は、表 13 に示すとおりである。

このうち、厚生保険、国民年金の両特別会計については、さきに社会保険費の項で説明したところが新たな内容である。船員保険については、健康保険、厚生年金の改善に準じた改善措置がとられることとなっている。なお、児童手当制度の創設に伴い、厚生保険特別会計には、児童手当勘定が新たに設けられることとなっている。

国立病院特別会計については、給与の改善等に伴い一般会計からの繰入額が大幅に増額されている（保健衛生費の項参照）。また、東京築地のがんセンターの改築が新たに着手されることとなった。

あへん特別会計については、最近のあへん需要の増大に対処し買入数量の増加が予定されている。

IV 財政投融资

本年度の財政投融资計画は、予算と同時に決定されたが、その使途別の内容は表 14 のとおりで総額 42,804 億円となっており、45年度の 35,799 億円に対し 119.6% の伸率となっている。このうち厚生省関係分は表 15 のとおり 5,220 億円で全体の 12.2% をしめ、45年度の 4,317 億円に対し 120.9% の伸率となっている。

その内容は、表に示したとおりであるが、本年度において特に重点的な資金の配分が考慮されたのは、公害防止事業団（対前年度伸率 190%）、のほか、社会福祉施設整備の促進に関連し社会福祉事業振興会（対前年 13.7%）などで、また資金量としては 20 億円（一般と特別の両地方債をあわせて）で少額であるが産業廃棄物処理が地方債の対象としてとり上げられた。

V 残された課題

昭和 46 年度の予算は、児童手当制度の創設をはじめとして年金や医療保険の改善、社会福祉施設や生活環境施設の整備等かなり内容の充実したものといえよう。厚生行政にとってはかなりの成果として評価できるものと考えられる。しかしながら、生活と福祉優先という考え方が広く社会の全般に受け入れられるようになった今日、国民生活の広い分野に関連する厚生行政に対する期待と要請は、オーバーに言えば刻一刻と強まり、新しいものとなって来つつある。すでにのべたように今年度の予算は老人対策の推進を中心的な課題の一つとしてとり上げ、保険、年金、社会福祉を通じて大きな前進がみられているが、すでに、これらの点につき来年度予算編成を目標として新しい展開がみられている。自由民主党の老人対策小委員会の設置、これと同時に行なわれた厚生省の老人対策プロジェクト・チームの発足がそれである。

70 年代前半は、老人等を中心とする社会保障を確立する重要な時期にあたっており、46 年度はその方向を定着させるべき重要な年と考えられる。46 年度予算は、この目標に向かってまずは順調なスタートを切り、一応の端緒を作ったものといえようが、プロジェクト・チームの活動等を通じ、さらに 47 年度予算を通じて、これをより一層充実したものに作りあげ生きがいのある住みよい社会を建設することこそ今後の課題であるといえよう。